

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	21	<p>21 <u>拒絶理由通知に係る指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「拒絶理由通知書で示された引用文献に記載された発明との対比実験のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」、「手続書類の翻訳のため、指定期間の1カ月の延長を求める。」のように延長の理由を付して、請求の内容を具体的に記載する。</u></p>	
	22～ 27	<p>22～27 (略)</p>	<p>21～26 (略)</p>
4	5	<p>5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで、<u>23から26まで</u>と同様とする。</p>	<p>5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで、<u>22から25まで</u>と同様とする。</p>
9	11	<p>11 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び<u>23から26まで</u>並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。</p>	<p>11 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び<u>22から25まで</u>並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。</p>
11	4	<p>4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び<u>23から26まで</u>、様式第4の備考1、2及び5並びに様式第9の備考6、7、9及び10と同様とする。この場合において、様式第9の備考9中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び<u>22から25まで</u>、様式第4の備考1、2及び5並びに様式第9の備考6、7、9及び10と同様とする。この場合において、様式第9の備考9中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。</p>
13	18	<p>18 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から18まで、<u>20及び23から27まで</u>並びに様式第4の備考2と同様とする。</p>	<p>18 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から18まで、<u>20及び22から26まで</u>並びに様式第4の備考2と同様とする。</p>
15の 2	10	<p>10 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から20まで及び<u>23から26まで</u>、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考6から8ま</p>	<p>10 その他は、様式第2の備考1から5まで、7、10から14まで、16から20まで及び<u>22から25まで</u>、様式第4の備考2及び4並びに様式第13の備考6から8ま</p>

		で及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】及び【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。	で及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【訂正の内容】及び【訂正の理由等】」と読み替えるものとする。
15の 4	2	2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。	2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【弁明の内容】」と読み替えるものとする。
16	3	3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。	3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 並びに様式第4の備考1、2及び4と同様とする。
18	21	21 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び <u>22から26まで</u> 、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考10と同様とする。	21 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び <u>21から25まで</u> 、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考10と同様とする。
20	7	7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、 <u>23、25から27まで</u> 並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。	7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18、 <u>22、24から26まで</u> 並びに様式第13の備考10と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【提出の理由】」と、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【提出の理由】」と読み替えるものとする。
22	4	4 その他は、様式第2の備考1から4まで、7、8、10から14まで、16から20まで及び <u>23から27まで</u> 並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。	4 その他は、様式第2の備考1から4まで、7、8、10から14まで、16から20まで及び <u>22から26まで</u> 並びに様式第4の備考4と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「（【手数料の表示】）」とあるのは「【返還の申出】」と読み替えるものとする。
31の 5	3	3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。	3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。
32		様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考2及び4、様式第9の備考7、様式第16の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考2及び4、様式第9の備考7、様式第16の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。

34	2	2	2	2
			23から26まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考3と同様とする。	22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考3と同様とする。
36	2	2	2	2
			23から26まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第22の備考1と同様とする。	22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第22の備考1と同様とする。
38	3	3	3	3
			23から27まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。	22から26まで並びに様式第4の備考2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。
40			様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から27まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【代理人】」と読み替えるものとする。
42	2	2	2	2
			23から27まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【先の出願の表示】」と、様式第38の備考2中「【代理人】」とあるのは「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。	22から26まで、様式第4の備考2並びに様式第38の備考1及び2と同様とする。この場合において、様式第2の備考26中「(【手数料の表示】)」とあるのは「【先の出願の表示】」と、様式第38の備考2中「【代理人】」とあるのは「【先の出願の表示】」と読み替えるものとする。
44	8	8	8	8
			23から26まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第18の備考10並びに様式第31の5の備考1と同様とする。	22から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第18の備考10並びに様式第31の5の備考1と同様とする。
46	4	4	4	4
			10から12まで、14、16、18及び23から26まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考1及び5と同様とする。	10から12まで、14、16、18及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考1及び5と同様とする。

48	4	4	4	4
			その他は、様式第2の備考1から3まで、8、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第13の備考10並びに様式第15の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第13の備考10中「【補正の内容】」とあるのは「【意見の内容】」と読み替えるものとする。	4
50			様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第9の備考10、様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1と同様とする。
52	3	3	3	3
			その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。	3
53			様式第2の備考1から5まで、10から12まで、14、16、17、19及び <u>22から26まで</u> 、様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19、21、22、24から26、36及び37並びに様式第52の備考1と同様とする。	様式第2の備考1から5まで、10から12まで、14、16、17、19及び <u>21から25まで</u> 、様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19、21、22、24から26、36及び37並びに様式第52の備考1と同様とする。
54	9	9	9	9
			その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から27まで</u> 、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とする。	9
54の 2	3	3	3	3
			その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。	3
55	4	4	4	4
			その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、17、19及び <u>23から26まで</u> 、様式第3の備考4、様式第4の備考4並びに様式第26の備考9、11、13、15から17まで、19及び24から26と同様とする。	4
61の 2	12	12	12	12
			その他は、様式第2の備考1、2、4、5、10から12まで、14、16から19まで及び <u>22から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第9の備考10並びに様式第26の備考11と同様とする。	12
64の	2	2	2	2
			その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23</u>	2

3		から25まで、様式第4の備考4並びに様式第61の2の備考1、4、6及び7と同様とする。
65の 2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 4	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 6	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4並びに様式第61の2の備考1、4、6及び7と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4並びに様式第61の2の備考1、4、6及び7と同様とする。
65の 9	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7、並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7、並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 11	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 13	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 15	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

65の 17		様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 19		様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 21		様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
65の 23		様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。	様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第65の6の備考1と同様とする。
65の 25	2	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>23から26まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。	2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から19まで及び <u>22から25まで</u> 、様式第4の備考4、様式第61の2の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。
69	8	8 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び <u>23から26まで</u> 並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。	8 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び <u>22から25まで</u> 並びに様式第26の備考9と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と読み替えるものとする。
70	3	3 第69条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。	3 第69条第3項の規定による共有に係る権利であつて、 <u>国及び大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた者</u> （以下「認定事業者」という。）以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように <u>国及び認定事業者</u> 以外のすべての者の持分の割合を記載する。

	<p>4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び<u>23から26まで</u>、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び<u>22から25まで</u>、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3及び5と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考5中「特許法第107条第5項ただし書」とあるのは、「特許法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書」と読み替えるものとする。</p>
71	<p>4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び<u>23から25まで</u>、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び5並びに様式第31の5の備考1と同様とする。</p>	<p>4 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び<u>22から24まで</u>、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び5並びに様式第31の5の備考1と同様とする。</p>
72	<p>3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び<u>23から25まで</u>、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び5並びに様式第31の5の備考1と同様とする。</p>	<p>3 3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14、16、18及び<u>22から24まで</u>、様式第4の備考4、様式第20の備考1及び5並びに様式第31の5の備考1と同様とする。</p>
73	<p>11 11 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び<u>23から26まで</u>並びに様式第4の備考4と同様とする。</p>	<p>11 11 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び<u>22から25まで</u>並びに様式第4の備考4と同様とする。</p>
74	<p>7 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び<u>23から26まで</u>、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。</p>	<p>7 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び<u>22から25まで</u>、様式第4の備考4、様式第31の5の備考1並びに様式第73の備考3、4、8及び9と同様とする。</p>
75	<p>6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び<u>23から26まで</u>、様式第4の備考2及び4並びに様式第73の備考3、4、8及び10と同様とする。</p>	<p>6 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び<u>22から25まで</u>、様式第4の備考2及び4並びに様式第73の備考3、4、8及び10と同様とする。</p>

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
14	6	<p>6 第21条第3項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>	<p>6 第21条第3項の規定による共有に係る権利であつて、<u>国及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）</u>以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国及び認定事業者</u>以外のすべての者の持分の割合を記載する。</p>

意匠法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
2	7	<p>7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠の意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願 - 」のように本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、「【出願日】」及び「【整理番号】」の欄は設けるには及ばない。この場合において、本意匠の意匠登録の番号を知ったときは、「【出願番号】」の欄に代えて「【登録番号】」の欄を設け、「意匠登録第 号」のように本意匠の意匠登録の番号を記載することができる。</p>	<p>7 意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとするときは、「【あて先】」の欄の次に「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」及び「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠の意匠登録出願の年月日及び本意匠の意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。ただし、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されているときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて本意匠の意匠登録出願の番号を記載し、「【出願日】」及び「【整理番号】」の欄は設けるには及ばない。</p>
20	20	<p>20 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、<u>第19条第3項</u>において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。</p>	<p>20 意匠登録出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、<u>第19条第2項</u>において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。</p>
24	24	<p>24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、<u>第19条第3項</u>において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】</p>	<p>24 「【意匠の創作をした者】」、「【意匠登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、<u>第19条第2項</u>において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【意匠登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「 / 」のように分数で記載し、意匠登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される意匠登録出願人を第一番目の「【意匠登録出願人】」の欄に記載し、「【意匠登録出願人】」（意匠登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】</p>

」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「 の持分は、 有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「 の持分は、 投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「 の持分は、 有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「 の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠の創作をした者】

【住所又は居所】

【氏名】

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【意匠登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 27 27 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 28 28 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 29 29 第9条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「（【納付金額】）」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 30 30 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。
- 32 32 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 27 27 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 28 28 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により意匠法第36条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 29 29 第10条第1項の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、特例法施行規則第40条第2項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【手数料の表示】」の欄の「（【納付金額】）」に見込額から納付に充てる出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料の合算額を記載し、意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、出願手数料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 30 30 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載する。
- 32 32 第19条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする

旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

40 40 意匠法第2条第2項の規定により物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する。

41 ~ 43 （略）

6 11 11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」（備考29に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」）の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国名】

【出願日】

【出願番号】

40 ~ 42 （略）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【断面図】」、「【切断部端面図】」、「【拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」、「【画像図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

14 8 8 通常在意匠登録出願（関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ～ハ（略）

ニ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」の欄を設けて「意願 - 」のように本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載するか、又は「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【登録番号】」の欄を設けて「意匠登録第 \_\_\_\_\_ 号」のように本意匠に係る意匠登録の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、その欄に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように本意匠に係る意匠登録出願の年月日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、本意匠に係る意匠登録出願の願書に記載した整理番号を記載する。

18 8 8 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。ただし、第18条第2項ただし書の規定による

14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。

21 各図の上部には、その種類に応じ「【正面図】」、「【背面図】」、「【左側面図】」、「【右側面図】」、「【平面図】」、「【底面図】」、「【表面図】」、「【裏面図】」、「【展開図】」、「【断面図】」、「【切断部端面図】」、「【拡大図】」、「【斜視図】」、「【正面、平面及び右側面を表す図】」等の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。これらの場合において、複数の図の表示が同一とならないようにする。

8 通常在意匠登録出願（関連意匠の意匠登録出願以外の意匠登録出願をいう。以下同じ。）を関連意匠の意匠登録出願に補正するときは、次の要領で記載する。

イ～ハ（略）

ニ 「【補正の内容】」の欄には、「【本意匠の表示】」の欄を設け、次に「【出願番号】」の欄を設けて「意願 \_\_\_\_\_ 」のように、本意匠に係る意匠登録出願の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄を設け、次に「【出願日】」の欄を設けて「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように、本意匠に係る意匠登録願の出願日を記載し、次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該意匠登録願に記載した整理番号を記載する。

8 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

ときは、「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

9 9 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」（法人にあつては「【代表者】」）の横にはるものとする。

10 10 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。「【代理人】」の欄についても同様とする。

11～  
13 11～13 （略）

14 14 手続をした者の新たな代理人が第9条の2の規定に基づき意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【納付者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載し、その横に印を押す。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。

15 15 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。

16 16 第9条の2の規定により、意匠を秘密にすることを請求する旨を登録料納付書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【納付年分】」の欄の上に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記載する。この場合において、意匠法第42条第5項た

9 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

10～12 （略）

だし書及び同法第67条第6項ただし書の規定により、現金により登録料及び手数料を納付したときは、登録料と意匠を秘密にすることを請求する手数料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記載しなければならない。

17 17 (略)

18 18 登録査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」(備考21に該当する場合には「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

19 19 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書及び同法第67条第6項ただし書の規定により、現金により登録料又は登録料及び手数料を納付した場合であつて、納付書による場合は、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報による場合は、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。

20 ~  
22 20 ~ 22 (略)

19 1 1 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

2 2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

13 (略)

14 登録査定の際の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」(備考17に該当する場合には「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。

15 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書による場合は、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報による場合は、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。

16 ~ 18 (略)

<p>3 <u>3</u> (略)</p> <p>4 <u>4</u> 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考6に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。</p> <p>5 <u>5</u> <u>特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。意匠法第42条第5項ただし書又は同法第44条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。</u></p> <p>6 <u>6</u> (略)</p> <p>7 <u>7</u> その他は、様式第18の備考1から4まで、<u>6、7、11から13まで、20及び22</u>と同様とする。この場合において備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>1</u> (略)</p> <p><u>2</u> 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考3に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載する。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> その他は、様式第18の備考1から4まで、<u>6から12まで、15、16及び18</u>と同様とする。この場合において備考11中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、備考15中「<u>意匠法第42条第5項</u>」とあるのは「<u>意匠法第42条第5項ただし書又は意匠法第44条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

商標法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
11	3	<p>3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、<u>備考16及び17</u>に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。</p>	<p>3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「(【納付金額】)」の欄は設けるには及ばない。また、<u>備考14及び15</u>に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。</p>
	4	<p>4 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき(<u>備考17</u>に該当するときを除く。)は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。</p>	<p>4 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき(<u>備考15</u>に該当するときを除く。)は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。</p>
	6	<p>6 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の横にはるものとする。ただし、<u>備考17</u>に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。</p>	<p>6 識別ラベルをはり付けることにより印を省略するときは、識別ラベルは、「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の横にはるものとする。ただし、<u>備考15</u>に該当するときは、識別ラベルをはる場合であつても印を省略することはできない。</p>
	10	<p>10 <u>承継人が商標登録出願により生じた権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。</u></p>	

11・12 11・12 (略)

13 13 承継人について代理人の選任の届出を商標登録出願により生じた権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

14 14 譲渡人だけで届け出るとき(権利の承継を証明する書面がその謄本若しくは抄本であつて認証のあるもの又は譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したものであるときに限る。)は、承継人の印及び識別ラベル(承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル)及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき(備考17に該当するときを除く。)は「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考17に該当するときは、登録権利者が承諾書を添付して申請をするとき若しくは登録権利者又は登録義務者が商標登録令施行規則第4条の3に規定する書面を添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

15～19 15～19 (略)

19

10・11 (略)

12 譲渡人だけで届け出るとき(権利の承継を証明する書面がその謄本若しくは抄本であつて認証のあるもの又は譲渡人及び譲受人が記名し、印を押したものであるときに限る。)は、承継人の印及び識別ラベル(承継人が法人の場合にあつては「【代表者】」の欄並びに印及び識別ラベル)及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、承継人だけで届け出るとき(備考15に該当するときを除く。)は「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。ただし、備考15に該当するときは、登録権利者が承諾書を添付して申請をするとき若しくは登録権利者又は登録義務者が商標登録令施行規則第4条の3に規定する書面を添付して申請をする場合を除き、登録権利者及び登録義務者が申請しなければならない。

13～17 (略)

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
20	3	<p>3 特許法施行規則第69条第3項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>	<p>3 特許法施行規則第69条第3項の規定による共有に係る権利であって、<u>国及び大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた者</u>（以下「認定事業者」という。）以外の各共有者ごとに特許料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように<u>国及び認定事業者</u>以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>
21	2	<p>2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定による共有に係る権利であって、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>	<p>2 実用新案法施行規則第21条第3項の規定による共有に係る権利であって、<u>国及び認定事業者</u>以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように<u>国及び認定事業者</u>以外のすべての者の持分の割合を記録する。</p>
22	1	<p>1 <u>手続をした者の新たな代理人</u>が第12条の規定に基づき登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第14条第1項の規定による請求をするときは、「【納付者】」の欄の次に「【代理人】」の欄を設けて、当該代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記録する。ただし、登録料を納付しようとする者が当該代理人と同一の者である場合は、この限りでない。</p> <p>2 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあっては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、<u>納付者の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記録する。</u>「【代理人】」の欄についても同様とする。</p> <p>3 第12条の規定により、<u>登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と</u></p>	

同時に意匠法第14条第1項の規定による請求をするときは、「【納付年分】」の欄の上に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設け、秘密にすることを請求する期間を記録する。この場合において、特例法施行規則第40条第1項の規定により見込額からの納付の申出を行うときは「【登録料の表示】」の欄の「【納付金額】」には見込額から納付に充てる意匠を秘密にすることを請求する手数料と登録料の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。）を記録する。また、「【意匠登録出願人】」の欄には、「【氏名又は名称】」の上に「【識別番号】」及び「【住所又は居所】」を記録しなければならない。

4・5 4・5（略）

6 6 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11、15及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考1及び3から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

1・2（略）

3 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第12の備考4並びに様式第19の備考1から5までと同様とする。この場合において、様式第19の備考1中「特願」とあるのは「意願」と、備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【意匠登録出願人】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と、備考5中「特許査定」とあるのは「登録査定」と、「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と読み替えるものとする。

商標法施行規則等の一部を改正する省令様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
附則 6	1	<p>1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、<u>工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号）第5条の規定による納付書によるときは</u>、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、<u>歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の6に規定する納付情報によるときは</u>、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。<u>この場合において</u>、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。</p>	<p>1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付したときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、<u>電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和52年大蔵省令第43号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはる。</u>この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。</p>